

## ビジネスモデル特許とソフトウェア特許

坂根特許事務所 弁理士 坂根剛

(94年数学)

### 1. 発明とは

1-1)自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう(特許法2条)

1-2)発明の種類 物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明。

(方法の発明も物が中心として介在。検査方法、画像処理方法、加工方法)

1-3)経済法則、人為的な取り決め、人間の精神活動などは発明とならない

ビジネスの新しい手法はどうなるのか?

### 2. ソフトウェア特許とは

2-1)産業がハードウェアからソフトウェアへと発展してきたように、特許の対象も拡大されてきた。

・従来 ハードウェア(物)が対象。

・1996年 プログラム媒体特許が認められる。

・2000年 媒体に記録されていないプログラム特許が認められる。

ネットワーク上のプログラムも保護の対象。

2-2)ソフトウェア関連発明とは、「ソフトウェアによる情報処理がハードウェアを用いて具体的に実現されたもの」(自然法則を利用したハードウェアの動作によりアイデアの実現を図っている。)

「あるアイデアを実現する場合に、ハードウェアたる新しい専用装置等を創作しなくても、ソフトウェアを工夫して、汎用コンピュータや既存のネットワーク・システムとそのソフトウェアを用いて、あるアイデアを実現しうる専用装置等を創作したのと同様の結果が得られれば、そのソフトウェアの開発は、自然法則を利用した技術的思想の創作に当たる。」

### 3. ビジネスモデル特許とは

3-1)ビジネスモデル特許は、ソフトウェア関連発明に与えられる特許の一形態。

3-2)ビジネスモデル特許は、ビジネスの方法をITを利用して実現した発明に与えられる特許。したがって、事業方法や営業方法そのものが特許されるわけではない。

3-3)ソフトウェア関連発明は従来から存在していた。その分野が、広告、流通、金融その他サービス分野など、これまで特許とは無縁であった分野に広がり、ビジネスモデル特許と呼ばれるようになった。

3-4)ビジネス手法(アイデア)だけではダメ ITとの結合が必要。

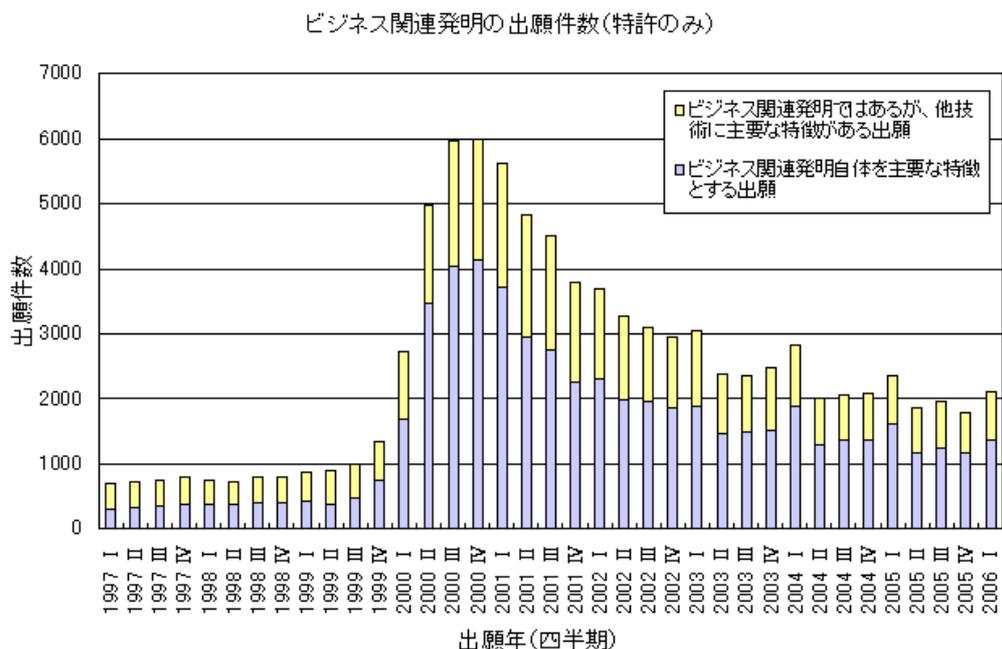
しかし、ITは処理の効率化、大量処理が目的。実際の特徴はビジネス手法にあるのでは?

ITに特徴があれば、ビジネスモデル特許などと呼ぶまでもなく……

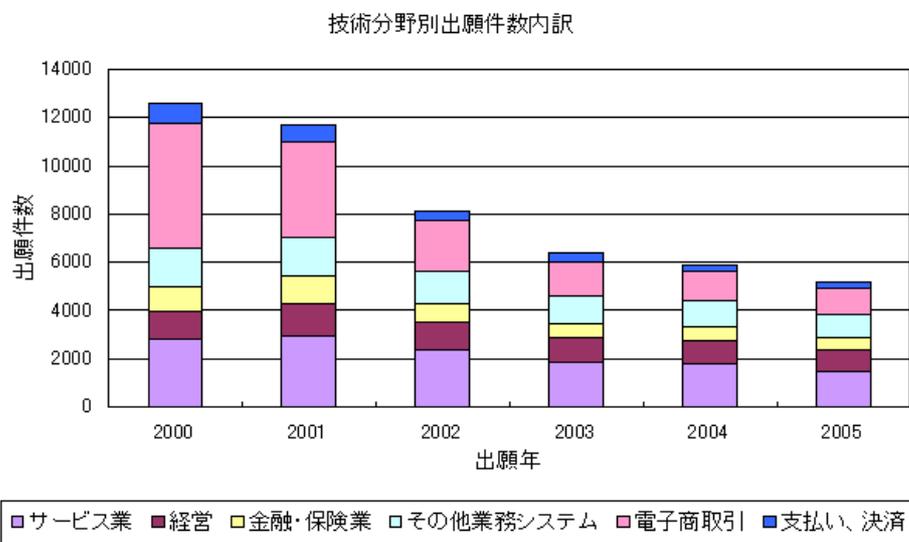
特許法上の「発明」の概念の壁。

米国では、「有用で、具体的、かつ、現実的」。過去においても、ITを利用しないビジネスモデル特許が許可されている。(裁判所に委ねる。審査官のミス?)

### 4. ビジネスモデル特許の出願・審査状況



特許庁「ビジネス関連発明の最近の動向について(2007/11/13)」



特許庁「ビジネス関連発明の最近の動向について(2007/11/13)」

## 5. ビジネスモデル特許の歴史

- ・1908年<米> ホテルセキュリティ事件
- ・1956年<日> 電柱広告方法事件  
ビジネス方法は特許とならないとする判決。
- ・1981年<米> ディーア事件  
コンピュータプログラムが特許発明として認められる。
- ・1998年<米> ステートストリート銀行事件(ハブ・アンド・スポーク特許)  
連邦高裁(CAFC)がビジネスモデル特許を認める。  
ビジネスモデル特許が注目される契機となる判決。  
以降、多くのビジネスモデル特許が生まれる。
- ・1999年10月<米> プライス・ラインがマイクロソフトを提訴。  
(逆オークション特許)
- ・1999年11月<米> アマゾン・ドットコムがバーンズ・アンド・ノーブルを提訴。  
(ワンクリック特許)
- ・1999年<日> 特許庁「ビジネス関連発明に関する審査における取り扱いについて」公表。  
ビジネスモデル発明は、ソフトウェア関連発明の一形態。
- ・2000年2月<日> パーフェクト特許登録
- ・2000年12月<日> 特許庁「コンピュータ・ソフトウェア関連発明の審査基準」改定。

## 6. ビジネスモデル特許の例

### ハブ・アンド・スポーク特許

出願人:シグネチャー・フィナンシャル・グループ(米)

米国 US5193056

日本 特表平 6-505581 拒絶査定 拒絶査定不服審判 請求不成立(H17.1)

パートナーファンド金融サービスに関する発明。複数のファンド(スポーク)が、投資資金を単一のポートフォリオ(ハブ)に投資し、資金の運用費用の節約効果、パートナーシップによる税法上のメリットを実現する発明。

逆オークション特許(US5794207)

出願人:ウォーカー・アセット社

買い手が値段を提示して売り手を探すオークション手法。この手法をインターネットを利用して運用する発明。

ワンクリック特許

出願人:アマゾン・ドット・コム

米国 US5960411

日本 特願平 10-260502 拒絶査定 拒絶査定不服審判 請求不成立(H15.10)

顧客がインターネットで商品購入の注文をするとき、顧客名、クレジットカード番号等の個人情報一度入力しておけば、次回以降の注文時にはそれら個人情報の入力が必要なくなり、ワンクリックで注文が可能。

パーフェクト特許(特許第3029421号)

権利者:三井住友銀行

支払い人ごとに仮想支店上の専用口座を設け、支払い人からの各専用口座への振込み状態を確認可能とする発明。

第一勧業銀行、あさひ銀行、富士銀行が特許異議申し立て 訂正により特許維持。

静岡銀行など8行とライセンス契約。

広告情報の供給方法、登録方法(特許2756483)

権利者:凸版印刷

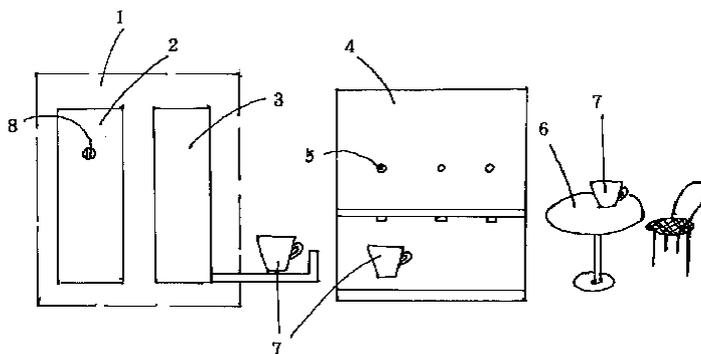
インターネットを利用した広告提供方法。地図上に広告主の店を表示させる。ユーザは、地図上の店を選択することで、店に関する広告を参照できる。広告情報がリアルタイムで更新できる。

地図情報サービス「マピオン」で利用されている。

オートカフェ特許(特許2804933号)

権利者:森商品研究所

【請求項1】来店したお客が自動食器貸し機に硬貨を投入し、食器を借り受けその器に飲食物供給装置より飲食物を入れテーブルに運んで飲食するようにした自動飲食店



以上